

恵庭市文化功労者表彰について

1. 概要

恵庭市文化功労者表彰条例では、「本市の文化の向上発展に関し、特に業績の顕著なもの
の表彰に必要な事項を定め、もって文化の普及振興に資すること」を目的としたもの。同条
例で定められた推薦された方を審査する恵庭市文化功労者表彰審査委員会より、同条例の被
表彰者について、どのように青少年を表彰すべきかどうかという意見が出された。

◎直近の青少年への表彰

令和6年度：14歳が表彰（令和6年度「少年の主張」全道大会最優秀賞）

令和7年度：18歳が表彰（第68回日本学生科学省高校生の部入選1等、北海道代表。SSH
生徒研究発表会（全国規模）にて科学技術振興機構理事長賞受賞が文化奨励賞を受賞。）

2. 審査委員の意見

・青少年を社会通念上、「文化功労者」として取り扱うのは、慎重に期すべきではないか。

（令和6年度9月26日第2回恵庭市文化功労者表彰審査委員会より）

・功労とは長年にわたる貢献、功績などを指すという認識。「文化功労者」として表彰してい
る以上は条例に記載がなくとも社会通念上として準用して判断すべき

・青少年の枠を設けたとしても、青少年の定義を含め、従来のものとの該当する賞への線引きが
難しいと思う。

・多くの子どもたちが表彰を受けやすいようにして欲しい。

・既存の「文化」、「スポーツ」表彰の枠組みで青少年向けの賞があった方が良い

・大人で受賞される方には相応の積み重ねがあるため、大人と青少年の賞は分けた方が良い

・青少年であっても功績に応じて表彰できるよう整理して良い

（令和7年度9月16日恵庭市文化功労者表彰審査委員会）

3. 条例、規則

恵庭市文化功労者表彰条例

第3条（表彰の種類）

(1) 文化賞 文化の向上発展に関し、特に業績の顕著な個人又は団体

(2) 文化奨励賞 文化の向上発展に関し、業績が認められ、かつ、今後の活動が特に期待され
る個人又は団体

(3) 文化振興賞 文化の普及発展のため長年にわたり尽力し、その業績が特に顕著であると認
められる個人

恵庭市文化功労者表彰条例施行規則

(表彰の対象者)

第2条 被表彰候補者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に10年以上居住し、又は主たる活動の場を有している個人
- (2) 市内に5年以上主たる活動の場を有している団体
- (3) 文化振興賞にあつては、表彰当日の年齢が55歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、恵庭市文化功労者表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(表彰の選考基準)

第3条 被表彰者の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 文化賞 芸術、科学及び教育の各分野において国際的又は全国的に高い評価を受けるとともに、本市における文化の向上発展に関し、功績が特に顕著なもの
- (2) 文化奨励賞 芸術、科学及び教育の各分野において全道的な評価を受け、又は表彰されるなど奨励に値する活動を実践し本市における文化向上発展に寄与したもの
- (3) 文化振興賞 市内の文化団体等において役員又は指導者として20年以上にわたり活動し、芸術、科学及び教育の振興発展に寄与した功績が顕著な者

2 前項の規定にかかわらず、審査委員会が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

4. 改正案

同条例により本市の文化の向上発展に関し、特に業績の顕著なものの表彰にするにあたり、青少年から大人までが分け隔てなく表彰されること、同条例の内容が市民にとってわかりやすくすることを目的として、条例の名称の改正及び表彰の種類を追加することを検討する。

(1) 条例名：恵庭市文化功労者表彰条例に「等」を加え、恵庭市文化功労者等表彰条例とする。

(2)第3条（表彰の種類）に第4項として、

「青少年文化賞 文化賞又は文化奨励賞に準ずる業績が認められ、今後の活動が特に期待される青少年」を加える。

なお、同条例の改正に伴い必要な規則についても改正を行う。

以上